

予納郵便切手の組合せ

熊本地方裁判所 令和元年10月～

第1 訴状添付の郵便切手

		原告・被告各1名 (基本) 合計 6060円	当事者複数の場合 ★ 加算 +2342円(1名につき)
郵便切手 の内訳	額面	枚数	加算枚数(1名につき)
	500円	8	+4
	100円	6	
	84円	10	+2
	50円	5	+2
	20円	10	+2
	10円	10	+2
	5円	10	+2
	2円	10	+2

- ★ 原告ら代理人が受任している場合、原告側の加算は必要ありません。
 ※ 郵便料を予納金で納付される場合(電子納付含む)の金額は従前のとおりです。
 (基本6000円。加算1名につき2000円)

第2 労働審判申立書添付の郵便切手

		当事者各1名 合計 2500円
郵便切手 の内訳	額面	枚数
	500円	3
	100円	6
	84円	2
	20円	6
	10円	6
	5円	6
	2円	11

第3 福岡高等裁判所あての控訴状添付の郵便切手

		当事者各1名 (基本) 合計 6000円	当事者複数の場合 ★ 加算 +2000円(1名につき)
郵便切手 の内訳	額面	枚数	加算枚数(1名につき)
	500円	8	+4
	100円	4	
	84円	10	
	50円	8	
	20円	9	
	10円	11	
	5円	10	
	2円	10	

- ★ 控訴人ら代理人が受任している場合、控訴人側の加算は必要ありません。

第4 福岡高等裁判所あての抗告状添付の郵便切手

		当事者各1名 (基本) 合計 2600円	当事者複数の場合 ★ 加算 +1300円(1名につき)
郵便切手 の内訳	額面	枚数	加算枚数(1名につき)
	500円	4	+2
	100円	2	+1
	84円	2	+1
	50円	2	+1
	20円	3	+1
	10円	4	+3
	5円	4	+2
2円	6	+3	

★ 抗告人ら代理人が受任している場合、抗告人側の加算は必要ありません。

予納郵便切手組合せ

熊本地裁保全係 令和元年10月～

1 不動産仮差押, 不動産処分禁止仮処分

		債権者・債務者各1名	債務者複数の場合 ★ 加算+1099円(1名につき)
郵便の内 訳	券種	枚数	加算枚数
	1000円	2	当事者1人につき+1
	500円	2	
	84円	2	当事者1人につき+1
	10円	6	当事者1人につき+1
	5円	4	当事者1人につき+1
	2円	4	
	合計	3256円分	

2 債権仮差押

		債権者・債務者・第三債 務者各1名	債務者複数の場合 ★ 加算+1099円(1名につき)
郵便の内 訳	券種	枚数	加算枚数
	1000円	3	当事者1人につき+1
	84円	5	当事者1人につき+1
	10円	3	当事者1人につき+1
	20円	2	第三債務者1人につき+2
	5円	3	当事者1人につき+1
	3円	2	第三債務者1人につき+2
	合計	3511円分	

3 不動産占有移転禁止仮処分

		債権者・債務者各1名	債務者複数の場合 ★ 加算+1099円(1名につき)
郵便の内 訳	券種	枚数	加算枚数
	1000円	2	+1
	84円	2	+1
	10円	2	+1
	5円	2	+1
	合計	2198円分	